

ご提供させていただく 新たな保障内容

お役立ち情報



ひと

① 特定重度疾病共済の新設 NEW!

三大疾病（「がん」、「心・血管疾患」、「脳血管疾患」）や身近な生活習慣病（「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎」）に罹患され、所定の状態に該当したときに特定重度疾病共済金をお支払いします。

※特定重度疾病共済金は、各疾病区分につき1回を限度にお支払いします。（最大4回）

（※令和2年4月1日新設）

② 指定代理請求特約 範囲拡大 NEW!

- ① 「内縁関係にある方」や「同性パートナー」等も共済金等を代理でご請求可能。
- ② 「遠方の親族」等、同居・同一生計でない被共済者の3親等内の親族も共済金等を代理でご請求可能。

※令和2年3月31日以前に締結された既契約についても、指定代理請求人を拡大した範囲の方を含めてご指定可能。

（※令和2年4月1日仕組改訂）

③ 充実のラインナップセットプランのご案内 NEW!

JA秋田なまはげでは、ひと保障を中心としたセットプランのご案内や資産の運用を含めた相続対策のご案内を行っております。



いえ (火災共済)

① 失火見舞費用共済金の拡充 NEW!

火災、破裂または爆発で他人の所有物に滅失、破損または汚損の損害が生じたときに、見舞い費用として1被災世帯あたり50万円をお支払いします。

※火災共済金額の20%を限度とします。

② 水道管凍結修理費用の新設 NEW!

共済の対象である建物の専用水道管について、凍結によって破損が生じたときに、専用水道管を復旧するために要する額をお支払いします。

※1回の事故につき10万円が限度です。

（※令和2年4月1日火災共済仕組改訂）



くるま

① 車両新価保障特約の新設 NEW!

偶然な事故により被共済自動車が所定の全損となった場合、車両共済金額ではなく契約時に新車購入時の価格等に基づき設定した新車価格相当額をお支払いします。

※お支払いには所定の要件があります。

② 新車割引適用拡大 NEW!

ご契約のお車が新車の場合、共済掛金が最高5%割引かれます。

※割引の適用には一定の条件があります。

※共済期間の初日時点において初度登録（初度検査）後経過期間が49か月以内の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車の場合で、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車については5%、自家用軽乗用車については3%となります。

（※令和2年1月1日仕組改訂）

ご相談
ご応募
無料!

先着で賞品をプレゼント!

さまざまなリスクに備えられ、あなたの暮らしを頼もしくバックアップします。

保障点検お見積りキャンペーン実施中!



お役立ち情報をもとに、あなたの保障が「今」の暮らしに合っているか点検してみませんか?

お問い合わせは JA秋田なまはげ共済課
☎ 018-832-6639 秋田市千秋
矢野町2-40

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。【20053280006】

